

「いじめ防止等の基本方針」

札幌市立幌東小学校

1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ちます。いじめは、それを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであることに鑑み、いじめの防止・早期発見およびいじめへの対処のための対策に関し基本理念を定めました。すべての児童の尊厳を保持するとともに、児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら健やかに成長でき、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる「いじめのない学校作り」を推進します。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示します。

- (1) 児童が安心して学習やその他活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 総ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深め、児童と教職員の人権意識を高めること。
- (3) 学年学級経営に力を注ぎ、児童と児童、児童と教職員、教職員と保護者の間のルールとリレーションの確立を目指すこと。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導や関わりによって、速やかに解決を図ること。
- (5) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

児童は、いかなる理由があってもいじめを行ってはいけない。

4 関係者の責務や役割

(1) 学校および教職員の責務

ア 本校に在籍する児童の保護者、地域住民やその他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、当該児童を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

イ 教職員の言動が児童に大きな影響力をもつとの認識の下、児童一人一人についての理解を深めるとともに、児童との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

(2) 保護者の責務

- ア 本校の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識等を養うための教育並びにその他の必要な教育を行うよう努める。
- イ 保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ウ 学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

5 いじめの防止のための措置

- (1) いじめについての共通理解～いじめの態様について、次のものがあることを教職員全員で共通理解する。

- ・冷やかしやからかい、嫌なこと、悪口や脅し文句を言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・個人のお金や物品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

- (2) いじめについて、次の基本認識をすべての教職員が共有して日々の実践を行う。

- ・いじめは絶対に許されない。
- ・いじめは卑怯な行為である。
- ・いじめはどの子ども、どの学級、どの学校でも、起こりうる。

- (3) いじめをしない態度・能力の育成

～学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の推進により、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・各教科等の特色を生かし、幅広いものの考え方や豊かな心の育成に努める。
(国語・社会・算数・理科・生活・音楽・体育・図画工作・家庭・総合的な学習の時間・道徳等のそれぞれの目標に沿った学習活動を通して)
- ・学校行事や学級会活動・児童会活動等の特別活動において、望ましい集団活動の育成を通して、個人的・社会的な資質を身に付ける自主的・実践的な態度を育て、併せて人間としての在り方・生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養うことをねらいとする。

- (4) いじめが生まれる背景と指導上の留意点

～いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、次の通り指導する。

- ・学習内容が分からない、授業についていけない等の焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業を進める。
- ・学級(学年)の人間関係を把握して一人一人が活躍できる「満足型」の集団づくりを進める。

- ・ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

(5) 自己有用感や自己肯定感を育む

～総ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を総ての児童に提供する。

6 いじめの早期発見のための措置

(1) 学校の総ての教育活動において、児童の会話や動きを注意深く観察し「いじめのサイン」を見逃さず、早期発見に努める。

(2) いじめの調査等

- ・学校生活に関するアンケート調査
(年3回6月、11月、2月～内1回は市教委配付)
- ・教育相談(児童～7月、12月)
- ・個人懇談(保護者～7月、12月)
- ・スクールカウンセラーによる面談(保護者・児童～随時)

(3) 児童、保護者との良好な関係づくり

～信頼される教職員集団

- ・一人一人が大切にされる望ましい学級集団を育成する計画的な学級経営に努める
- ・経営計画(学校・学年・学級)を保護者に提示し理解を得ることに努める

(4) 学年・学級担任は、機会あるごとに、「いじめ」行為を見たときはすぐに教職員に通報するように呼びかける。通報することはいじめの被害児童を助ける勇気ある行動であり、総ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができる「いじめのない学校づくり」には大切な行動であることを説明する。

(5) インターネットや携帯電話を使ったいじめについては、被害児童本人や家族または書き込みを見た児童は直ちに教職員に通報するよう日頃から指導し、実際に通報があった場合には優先的にその対応に当たる。

7 いじめに対する措置

- (1) いじめを発見した教職員は、直ちにいじめを止めさせる。
- (2) いじめの事実を担任と教頭に必ず伝える。
- (3) いじめの対応に当たっては、被害児童や通報児童の安心・安全を確保する。
- (4) いじめの情報は、被害児童や通報児童以外の第三者から入手したものとして扱う。
- (5) 「いじめ防止対策委員会」を開催し、細かな対応に当たる。状況に応じて職員集会を招集し、総ての教職員に周知し、全員で対応に当たる。
- (6) いじめの内容の程度、重大性、緊急性、波及性などを吟味し、必要な場合には、札幌市教育委員会に報告する。

8 重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、札幌市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 札幌市教育委員会と協議の上、当該事態に対処する方針を決定する。
- (3) 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者、関係機関へ事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

9 その他

(1) 組織的な指導体制

- ・一部の教職員や特定の教職員が問題を抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、総ての教職員で共通理解を図る。
- ・いじめ問題等に関する指導・対応記録を保存し、児童の進学や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、学校評議員会に提示し理解を得る。

<いじめ防止対策委員会>

- ・堀田（教頭）、鈴木（児童生徒支援）、
（教務主任、保健主事、養護教諭、学年代表、スクールカウンセラー、学校医）

(2) 校内研修の充実

- ・児童理解に関わる研修やいじめ防止等に関わる研修会を計画的に実施する。

(3) フローチャート

